

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

兵庫県播磨町は、東播磨臨海工業地域の一翼を担う工業地帯と住宅地が共存するまちとして発展してきました。都市化が進む中にあっても、海や大中遺跡などの自然とふれあう空間が残されているコンパクトなまちでもあり、これらを支える道路は、地域の発展や活性化に貢献してきた重要な社会基盤であるとともに、住民の安全・安心を確保するために、その整備・拡充が求められています。

このような中、播磨臨海地域では、交通容量の不足や主要交差点での慢性的な交通渋滞などの課題があり、これらを解決する方法として、新たな東西方向の道路ネットワークの整備が求められています。

また、本町では、既存道路インフラの老朽化対策、生活道路の整備、通学路の安全対策また未整備都市計画道路の整備など新たな課題にも直面しています。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされており、今後も、住民の安全・安心な暮らしを守り、地域経済の活性化を促す道路整備を着実に推進する上で、財源の継続的な確保は不可欠です。

つきましては、地方における道路整備の緊急かつ重要性を深く認識いただき、下記事項について特段の配慮を強く要望します。

記

- 1 地域間の連携強化や交通渋滞の緩和による円滑な移動確保など、地域の課題に対応するために必要な道路整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施できるよう、平成29年度補正予算及び平成30年度予算の総額を安定的かつ十分に確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

兵庫県播磨町議会
議長 奥田俊則

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様
内閣官房長官 様